諮問番号：平成２８年度諮問第１６号

答申番号：平成２９年度答申第３号

答　申　書

**第１ 審査会の結論**

　○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○月○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２ 審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求書の概要

審査請求人は一人暮らしの高齢者であり、老朽化の進んだ自宅に居住しているが、雨漏りが酷くなったので、住宅維持費を受給して、過去に２度、屋根全体を雨漏り防止シートで覆う工事を行った。今回、またシートが破れてしまったため、住宅維持費支給申請を提出する前に、近所の工務店にシート張替えを依頼し、工事を行ってしまった。

過去２回の工事に関して、手続を○に任せていたため、審査請求人が事前申請の必要なことを理解していなかったことが原因であるが、工事当日に○が福祉事務所に連絡し、職員の方が訪問され、建物自体の雨漏りと施工の事実を確認してもらっており、補修の必要性は判断出来たはずである。適切な工事であるかについては過去２回と同様の工事であるので、完了を確認することにより判断は可能であると考える。価格についても過去２回の工事価格とは大幅に違いはなく、住宅維持費支給額を超える分については、工務店に価格交渉を行う事も可能であり、価格交渉に応じてもらえない場合は○より補てんしてもらう等、対処する予定である。また、合見積り取得についても過去２回については必要なかったとの事であり、すべて故意に行ったことではなく、急を要する状況であったことをご理解いただき本件処分の取消しを求める。

（２）反論書及び再反論書の概要

ア　雨漏りの事実について、担当者は確認しようと思えば、踏み台等を利用してすぐに天井まで手が届き、湿っていることの確認は出来たはずである。当時そのような確認は安易に出来る状況であり、確認すら行わずして処分理由の一つとするのには納得出来ない。

イ　雨漏り防止シートに有効期限があるならメーカー等に問い合わせれば確認可能であり、有効期限があったとしても場所や状況等により一律に判断できるものではない。担当者が審査請求人宅を訪問した際、シートの破損状況等を確認しておれば、判断は可能であった。

ウ　工事費用及び相見積に関しては、訪問した際に質疑されれば、意見や考えを説明したのに、質疑もないまま、それを処分判断の一つとし、弁明書で「判断出来ない」、「不明である」と弁明することに異議がある。職員が述べたのは「扶助は出来ない可能性がある」との現状での回答だけであり、職員から質疑があれば、現状を確認するなどの客観的な証明に結びつき、今後の対処策なども検討できたし、家屋の補修の必要性の判断ができないという判断にはならなかった。

エ　補修規模と工事費用が適切でないとの指摘については、工事費用は１日の作業費用と材料費のみで、工事費用の大半がシート代であり、シートは市販の物であるため、見積りが適正か否かの判断は可能である。今回から複数社の見積りが必要であったとしても、工事内容は１社見積りで承認された過去２回と同様のシート張替え作業であり、特殊な作業は一切なく、費用の大半がシート代であるため、過去２回の見積りと比較すれば妥当であるかの判断は出来る。また種類や量が適正か否かについては現在でも現地にて確認することは可能である。申請しているのは、基準額内について補修費を認めて欲しいとの審査請求であり、また今の状況で今回の工事は最低限度の内容である。

オ　客観的な状況証拠が無いとの事であるが、状況証拠の収集を怠り、「保護の基準」に照らし合わせただけの処分判断であり、納得できる弁明ではない。再弁明書には、客観的に判断できる証拠が必要とされているが、そのことをなぜ当時述べてもらえなかったのか、その時であれば確認は可能であったのに、処分庁が確認を怠った結果である。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３ 審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、審査請求人からの住宅維持費の支給申請が工事着手後であったことから、事後申請では工事後の状況しか確認できないため、家屋の補修の必要性や必要な工事内容であるか否かの判断ができないこと、工事費が住宅維持費の基準額を超えており、また見積合わせも行われていないため適正価格の判断ができないこと等を理由として、本件決定を行い通知したことが認められる。

（２）審査請求人は、事後申請ではあるが、工事当日に福祉事務所の職員は審査請求人宅を訪問し施工の事実を確認した際に、踏み台を利用して天井の湿り具合を確認したり雨漏り防止シートの破損状況を確認すれば補修の必要性は判断できたはずであること、また、過去２回と同様の工事内容で最低限度のものであり、雨が続いていたため緊急に対応せねばならない状況であった旨主張する。

　　しかしながら、住宅維持費は、最低限度の生活を維持するためのものであり、住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修を行うためのものであることを鑑みると、破損状況や補修の必要性について、具体的かつ客観的に把握する必要があるといえるところ、工事着手後であっては工事前時点での補修の必要性や必要な工事内容が確認できないという処分庁の判断には、一定の合理性が認められるものである。また、作業工賃の費用も確認せずに工事を発注することは不自然であり、最低限度の工事内容であるとの判断もできず、かつ、申請者は過去２回は事前申請を行っており、今回も本件工事に着手するまでの間に事前申請する機会は十分あったはずであることから、緊急性も認められない。

（３）また、審査請求人は、過去２回は１社見積りで住宅維持費の申請が承認されていることに加え、過去２回と同様のシート張替え作業であり特殊な作業は一切なく、費用の大半がシート代であるため、過去２回の見積りと比較すれば妥当であるかの判断が処分庁はできるはずである旨主張する。

　　しかしながら、過去２回の工事について処分庁の提出した証拠書類において、平成○○年○月申請分は工賃込みで１１５，５００円であり、平成○○年○月申請分は工賃込みで９７，２０５円である。一方、本件申請分は、工賃を含まない材料費のみで１２９，６００円となっており、工賃が含まれていない見積りでは比較は困難であることから、処分庁が過去２回の見積りを参照せず、工事費用の妥当性について判断しなかったことが不適切であるとはいえない。

（４）さらに、審査請求人は、住宅維持費基準額以上の支給を求めているのではなく、超えた分は価格交渉や○からの補てんで対応するものとし、基準額範囲内の支給を求めている旨主張する。

しかしながら、補修の必要性や規模、工事内容等、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度を判断する必要があるところ、真に必要な住宅の補修であるか否かについて確認できない以上、住宅維持費の基準額の範囲内の額であっても、支給を認める余地はないといわざるを得ない。

以上を踏まえ、本件決定に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年３月６日　　　　諮問の受付

　平成２９年３月７日　　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限及び口頭意見陳述申立期限：３月２１日

平成２９年３月２１日　　　第１回審議

平成２９年３月２３日　　　審査請求人の主張書面を受領

平成２９年４月１１日　　　第２回審議

平成２９年４月１９日　　　第３回審議

**第５ 審査会の判断**

　本件処分は、処分庁が、法第１４条第２号、「生活保護法による保護の基準」(昭和３８年厚生省告示第１５８号)別表第３住宅扶助基準の１及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４の（２）アの規定に基づき、審査請求人が、平成○○年○月○○日に工事に着手した後、同日に提出された住宅維持費支給申請に対し、平成○○年○月○日付けで行った却下決定である。

　局長通知第７の４の（２）アの規定によると、法第１４条第２号に定める住宅扶助における補修その他住宅の維持のために必要な費用は、被保護者が現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定することができ、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすることとされている。補修の規模に関しては、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）によると、住居としての機能に障害が生じた場合の小規模な補修費を保障するものであり、改善、拡張、改造等を内容とする大修理を目的とするものでないとされている。

　処分庁において、住宅維持費の支給にあたり、補修の必要性、工事の内容及び必要性、費用の適正性等について、現状を確認し、また見積書等を徴して検討した上でなければ、上記の規定に基づく判断を行うことができないため、事前に相談又は申請を必要としているところは一定の合理性があると認められる。また、記録によれば、審査請求人が本件工事開始前に相談又は申請をするだけの時間的余裕がなく、緊急に本件工事を実施しなければならなかったという事情も認められない。

　さらに、本件工事開始後に審査請求人から連絡を受けた処分庁は、審査請求人宅を訪問して現地調査をした後、ケース診断会議での検討等を経て本件処分を行っており、この点についても違法又は不当は認められない。

以上より、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子